

○女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について（平成 23 年 3 月 24 日 内閣府男女共同参画局 事務連絡）

【通知発出先】

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震緊急対策本部  
被災者生活支援特別対策本部  
各都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課

1. 避難所等で生活する女性に対する相談窓口の開設とその周知

- 避難所等で生活する女性は、多様な悩みを抱えており、また、女性に対して相談しやすい悩みもあることから、避難所等で生活する女性のための相談窓口を開設するとともに、これを幅広く効果的に周知していくことが重要である。
- 周知に当たっては、避難所以外にも、親戚・知人等の家庭や公営住宅・仮設住宅等での避難生活を送られる方もおり、そうした方にも周知されるよう配慮いただきたい。
- 女性に対する相談窓口の開設・運営に当たっては、これまでに実施実績のある男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用するとともに、相談内容が更に多様になることが予想されることから、幅広い関係機関との連携を強化し、対応していく必要がある。
- 相談を通じて把握した女性や子育てのニーズについては、適切に、支援の向上につなげていくことが重要である。

2. 女性に対する暴力の予防のための取組の実施と、相談窓口や相談サービスについての避難所等での周知

- 避難所等での生活が長引く中で、性暴力や配偶者間暴力等の女性に対する暴力への懸念が広がっており、関係機関と連携の上、「人目のないところを一人で歩かない」などの注意喚起を含め、その予防に努めることが重要である。
- また、被害に悩む女性に対する支援も必要であり、例えば以下の相談窓口・相談サービスについての周知が必要である。
  - ・ DV相談ナビ（0570-0-55210。最寄りのDV相談サービスを案内、電話を転送。）
  - ・ パープルダイヤル（0120-941-826。3月27日22時まで。内閣府事業。性暴力や配偶者間暴力被害の無料相談）
  - ・ 地方自治体や民間団体が提供している相談サービス・相談窓口。

○男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について(平成23年6月23日 内閣府男女共同参画局 事務連絡)

【通知発出先】岩手県、宮城県、福島県、仙台市の男女共同参画主管課

東日本大震災に関しては、男女共同参画の視点を踏まえた避難所等での生活に関する対応について、これまでもお願いしているところですが、被災地では避難所から仮設住宅へと生活の場が移りつつあります。仮設住宅での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていただくに当たり、男女共同参画の視点に立って、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要です。このため、関係機関において、以下をご参考にしていただき、現地の生活者のニーズを把握しながら、きめ細かな支援にご配慮いただくよう、お願いします。

なお、民間賃貸住宅を仮設住宅として活用している場合についても、同様にご配慮いただくよう、お願いします。

#### 【1】安心・安全の確保に配慮した対応

仮設住宅に死角や暗い場所があると、女性や子どもに不安感を与えたり、犯罪の発生が懸念されます。そうしたことを意識した上で、以下をご参考に、仮設住宅の周辺環境の整備や、被災者への防犯意識の啓発等にご配慮いただきたい。

- (1) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (2) 街灯や夜間照明等の工夫
- (3) 夜間の見回り（巡回）の実施

#### 【2】ストレス軽減、心のケア等のための対応

仮設住宅では、「孤立化」、「引きこもり」、「過度の飲酒」等の問題の発生が懸念されます。阪神・淡路大震災では、男性に多くその傾向が見られました。さらに、ストレス等が引き起こす、配偶者からの暴力や子どもへの虐待も懸念されます。これらの問題の防止等のため、以下をご参考にしていただきたい。

- (1) 交流の場づくり
- (2) 生きがいづくり
  - ・「出番」や「仕事」は生きがいにつながる。花の栽培、清掃、昔語り、昔遊びの伝承など、コミュニティの中での役割を作る。
- (3) 悩みの電話相談や巡回相談の実施、生活支援のための相談員の配置
- (4) 保健師等による巡回相談の実施

### 【3】仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

仮設住宅敷地内のコミュニティスペースの設置やその仮設住宅コミュニティの運営体制を整えることが重要であるため、以下をご参考にしていただきたい。

#### (1) 集会所、集会スペース等の設置

- ・交流を図るため、集会場や集会スペースを作る。その運営に当たっては、女性も気軽に使えるよう工夫する。
- ・空きスペースにテントを設置するなどして、喫茶スペースやサロンとして活用する。
- ・民間支援団体等（コミュニティビジネスを含む。）が支援活動で空きスペースなどを使用できるようにする。

#### (2) 移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくり

#### (3) 情報発信、情報交換

- ・行政情報、民間支援情報等をわかりやすくまとめて被災者に届ける。
- ・関係行政機関（都道府県、市区町村、男女共同参画センター、福祉事務所、児童相談所等）、民間支援団体等が連携を密にし、相互に情報交換を行う。

#### (4) 相談窓口の一元化

- ・相談、支援情報等の問い合わせ窓口の一元化を進める。

### 【4】女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営において、女性の参画を推進するとともに、女性を始めとする生活者の意見を集約・反映できるよう、ご配慮いただきたい。

○東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について（平成 23 年 5 月 20 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 事務連絡）

【通知発出先】都道府県、政令市、特別区の母子保健担当者

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

標記については、平成 23 年 4 月 14 日付事務連絡「東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について」により、避難所等で生活する妊産婦、乳幼児に対する支援のポイントについて内容の更新を図ったところでありますが、今般、さらに季節の変化に応じた支援方法等について別添のとおり内容の更新を行いましたので、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等の方にご周知いただきますよう、宜しくお願いいたします。

なお、資料については、厚生労働省のホームページに掲載することとしています。

## 避難している妊産婦、乳幼児の支援のポイント

1. 妊産婦、乳幼児の所在の把握
2. 要援護者として生活環境の確保、情報伝達、食料、水の配布等に配慮。必要に応じて、避難所の妊婦・母子専用の部屋や仮設住宅の確保を検討
3. 健康と生活への支援
  - ① 心身の健康状態と症状に応じた対処方法の把握、その対処方法により症状が軽減しているかの判断、症状に応じた対策についての助言
  - ② 災害による生活の変化に応じた対策についての助言
4. 妊婦健診や出産予定施設の把握、必要に応じて調整
5. 乳幼児の保健・医療サービス利用状況の把握と支援
  - ① 乳幼児健診や医療機関受診状況を確認し、必要に応じて受診を調整
  - ② 新生児の発育栄養状態、ビタミン K<sub>2</sub> シロップ内服状況、新生児マススクリーニング検査結果把握の有無や親の育児不安の有無等を把握し、必要に応じて保健・医療サービス利用を助言

## 【気をつけたい症状】

|                   | 妊娠中                                                                                                                            | 妊娠中・産後                                                                                                                                                                                                          | 産後                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 乳幼児                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療機関への相談・連絡が必要な症状 | <input type="checkbox"/> 胎動が減少し、1時間以上ない場合<br><input type="checkbox"/> 規則的な腹緊（お腹の張り）（1時間に6回以上あるいは10分ごと）/腰痛/陰出血/破水など分娩開始の兆候がある場合 | <input type="checkbox"/> 頭痛/目がチカチカするなどの症状がある場合（妊娠高血圧症候群の可能性）<br><input type="checkbox"/> 不眠/気が滅入る/無気力になる/イライラ/物音や揺れに敏感/不安で仕方がないなどが続く場合                                                                          | <input type="checkbox"/> 発熱がある場合<br><input type="checkbox"/> 悪露の増加/直径3cm以上の血塊/悪露が臭い場合（子宮収縮不良、子宮内感染の可能性）<br><input type="checkbox"/> 傷（帝王切開の傷・会陰切開の傷）の痛み/発赤/腫脹/浸出液が出る場合（創の感染の可能性）<br><input type="checkbox"/> 乳房の発赤/腫脹/しこり/汚い色の母乳が出る場合（乳腺炎の可能性）<br><input type="checkbox"/> 強い不安や気分の落ち込みがある場合 | <input type="checkbox"/> 発熱/下痢/食欲（哺乳力）低下がある場合（感染や脱水の可能性）<br><input type="checkbox"/> 子どもの様子がいつもと異なることが続く場合（新生児）<br>夜泣き/寝付きが悪い/音に敏感になる/表情が乏しいなど（乳幼児）<br>赤ちゃん返り/落ち着きのなさ/無気力/爪かみ/夜尿/自傷行為/泣くなど |
|                   | ※ 治療中の病気や服薬中の薬がある場合は医療機関に相談                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                            |
| その他の気をつけたい症状      |                                                                                                                                | <input type="checkbox"/> 浮腫<br><input type="checkbox"/> 便秘<br><input type="checkbox"/> 腰痛<br><input type="checkbox"/> おりもの増加/陰部の掻痒感<br><input type="checkbox"/> 排尿時痛/残尿感<br><input type="checkbox"/> 肛門周囲痛/痔（じ） | <input type="checkbox"/> 母乳分泌量の低下<br><input type="checkbox"/> 疲れやすい                                                                                                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> おむつかぶれ/湿疹<br><input type="checkbox"/> 赤ちゃんが寝ない/ぐずぐず言う                                                                                                             |
|                   | ※ その他起こりやすい症状が続く、悪化する場合は医療機関に相談                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                            |

## 【災害による生活の変化と対策について】

出産に向けた心身の準備や産後の回復、乳幼児は感染予防や体温保持のため、保温、栄養、感染防止、休息などへの配慮が必要。優先順位を考え、工夫しながら生活環境を整えることが必要。

## 食事・水分

・弁当やインスタント食品が中心となると、塩分の摂取量が増加し、むくみが生じやすくなる。支給された食

物でも、塩分の濃いものは残すよう伝える。

- ・食事がおにぎりやパンなど炭水化物が中心でたんぱく質やビタミン、ミネラル、食物繊維などが不足しがちに、可能な限り主食・主菜・副菜をそろえた食事を確保し、バランスの良い食事をとる。栄養補助食品を使用して補うのも一つの方法。体重の変化をみるなどして、十分な量の食事がとれているかを確認する。
- ・食中毒に注意。

#### 授乳

- ・母乳育児をしていた場合は、継続することが重要。ストレスなどで一時的に母乳分泌が低下することもあるが、その場合も不足分を粉ミルクで補いつつ、おっぱいを吸わせられるよう、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるよう配慮。
- ・調乳でペットボトルの水を使用する場合は、赤ちゃんの腎臓への負担や消化不良などを生じる可能性があるため、硬水（ミネラル分が多く含まれる水）は避ける。
- ・お湯が用意できない時には、衛生的な水で粉ミルクを溶かす。授乳毎に準備し、残ったミルクは処分する。
- ・哺乳瓶の準備が難しい場合は、衛生的なコップなどで代用する。
- ・哺乳瓶・コップを煮沸消毒や薬液消毒できない時は、衛生的な水でよく洗って使う。

#### 体温維持

- ・赤ちゃんの体温は外気温に影響されやすいので、体温調節に配慮する。保温には、新聞、布団等で身体を包んだり、お母さんが抱き暖める。暑い時は、脱水症にならないように水分補給をする。汗をかいたときは、なるべく肌着をこまめに替える。

#### 清潔

- ・入浴にこだわらず、体はタオルやウェットティッシュで拭く。特に、陰部は不潔になりやすいので、部分的に洗ったり、拭くようにする。（皮膚の弱い赤ちゃんは、体をウェットティッシュで拭く場合、アルコール成分でかぶれることがあるので注意。）

#### 排泄

- ・赤ちゃんのお尻は、おむつをこまめに交換できなかったり、沐浴できなかったりするために、清潔が保ちにくく、おむつかぶれを起こしやすい。短時間、おむつを外してお尻を乾燥させたり、お尻だけをお湯で洗うようにする。（おむつの入手が困難な場合、タオルなどを使って使い捨てるなどの工夫をする。）

#### 睡眠・休息

- ・不眠、暗くなると怖いなどの不安が強い時は、医師に相談し薬剤の使用も検討。

#### 避難所での生活

- ・気疲れや人間関係のストレスを感じたり、避難所などで子どもが泣き止まず周囲に気を遣う場合がある。一人で思いこまず、感じていることを話し合えるよう調整したり、子どもを持つ家族の部屋を用意し、ストレスを和らげるために子どもを遊ばせる時間を作るなどの環境調整をする。
- ・妊婦、褥婦は、一般の人に比べて血栓ができやすいと言われており、「エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）」にならないよう、水分を適度に取り、屈伸運動・散歩など身体を時々動かして血液の循環をよくする。

#### ボランティアの活用

- ・災害時は水や物を運んだり、交通手段がなくて長時間歩くなど体に負担がかかるので、積極的にボランティアに手助けを依頼、また、子どもと遊ぶことをボランティアに依頼するなどの調整を図る。

#### 救援物資など

- ・食料、離乳食、粉ミルク、おむつなどの物資については、避難所や仮設住宅ごとに必要量を把握しておく。

## 避難している子どもたちへの支援のポイント

1. 子どもの所在を把握
2. 子どもの心身の健康状態を把握し、健康状態に応じた助言。必要に応じて、心身の問題に対応できる専門家、医療機関等と連携する。
3. 子どもの生活環境を把握し、生活リズムを整える。子ども同士の安全な遊びの場を確保するなど、子どもらしい日常生活が送れるよう配慮する。
4. 子どもと過ごす親や大人が、子どもの思いや気持ちを受け止められるよう調整する。
5. 食中毒や熱中症対策など季節の変化に応じた健康管理を行う。

| 子どもの状況把握の視点                                                                                                                                                                | 支援にあたっての留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>子どもの所在・健康状態の把握</b><br>(1) どこに子どもがいるのか                                                                                                                                   | 避難所や地域の中の子どもの居場所マップの作成（連携できる施設があればマップに入れる）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (2) どんな子どもがいるか<br><br>1) 年齢分布<br>2) 居住地域等の近さ<br><br>3) ハイリスクの子どもの存在<br>①身体的問題（慢性疾患・障害等）を抱えている子ども<br><br>②知的／発達障害／心理的問題を抱えている子ども<br><br>③生活の自立に困難がある子ども<br>④被災時に特異な体験をした子ども | 年齢、家族構成、被災状況（無理に話すことを促さない）、治療中の病気や薬の使用の有無、心身の健康状態を確認する。<br>1) 子どもの発達段階によって必要となる関わり方や物品が異なる。<br>2) 避難先での子ども同士の関係づくりは被災体験の違いや被災前からの知り合いの有無で異なる。<br>3) それぞれの子どもが必要なケアを受けているかどうかを確認する。<br>①食事療法や継続治療の必要な子どもの把握をする。外見上では判断できない疾患を抱えている子どももいることも留意し、声をかけるなどにより把握に努める。薬や処置の継続が必要な病気を持つ子どもは、医療機関とのコンタクトや薬や処置の継続などの対応が必要。<br>②被災前から問題を抱える子どもは、傷つきやすく、避難所などの共同生活では、刺激への反応性が高まることもある。多動・奇声などが周囲から奇異な行動とみなされ、周りとの協調性などに影響を与えることがある。<br>③自立移動や生活行動（食事、排泄、睡眠、着脱など）への継続的介助が必要。<br>④家族の死亡、負傷、行方不明や震災時の閉じこもりなど震災体験が、心的外傷となっている可能性があり、対応が必要（専門家や児童相談所などの福祉機関等と連携）。<br>参考）親を亡くした子どもへの対応（支援者向け）<br><a href="http://kokoronochd.go.jp/uploads/to_child.pdf">http://kokoronochd.go.jp/uploads/to_child.pdf</a> |
| (3) 誰といるか                                                                                                                                                                  | 誰か子どもの面倒をみているか、子どもとの対応があるかなど、子どもの気持ちをくみ取る大人が存在するかを把握することで、支援の必要な子どもを見出せる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (4) どんな行動をとっているか                                                                                                                                                           | 子どもの心の動きや体の状態は、子ども一人一人を真剣に見て、判断する必要がある。継続的に関わりが必要な子どもの個人ファイルを作っておく。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (5) 気になる子どもの言動／反応<br>発熱、下痢、食欲（哺乳力）低下<br>①乳児（夜泣き、寝付きが悪い、少しの音にも反応、表情が乏しくなるなど）<br>②幼児（赤ちゃん返り、夜尿、落ち着きがない、無気力・無表情、爪かみ・チック、泣く、怒る、震えこっこ、パニックなど）                                   | ・大人が落ち着いた時間を持ち、話しかけたり、スキンシップをとることが大切<br>・災害の映像を繰り返し見せるなど災害を想起するような体験は避ける。<br>・このような状況下では通常みられる反応であり、生活への影響が見られてない場合には様子を見る。<br>・子どもの反応の意味を親・家族へ説明し、一緒に遊んだり、話をしたり、抱きしめて「大丈夫」と伝える方法などを伝える。余震の際は、寄り添い声をかける。<br>・必要時には、医師への相談などの調整を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 子どもの状況把握の視点                                                                                                                                                                                                                            | 支援にあたっての留意点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>子どもの生活環境の把握</b><br>①生活の場としての環境<br>・食事、睡眠が規則正しく取れているか<br>・トイレへ行けるか<br>・ストレスを発散する場所や機会があるか<br><br>②衛生状態（換気、湿度、温度、採光、におい、音、手洗い、うがい、入浴）<br><br>③遊び場としての子どもの環境<br>・子どもは遊んでいるか<br>・遊び具は確保されているか<br>・遊びを監督している人はいるか<br><br>④子どもに必要な生活物品の充足 | 子どもの生活の場と生活状況から、リスクのある子どもの把握や環境調整を行う。<br>①食事や睡眠が規則正しく取れ、生活リズムが整うよう支援する。トイレの使用は羞恥心や、閉鎖空間や暗さによる恐怖から控えることがあるため、子どもの気持ちを配慮して、不安な気持ちへの配慮やプライバシーの確保に努める。また、大人に囲まれた生活はストレスが大きいことがあり、ストレスを発散する場所や機会があるかを確認することが必要。<br>②定期的な空気の入れ換えが必要。ホコリの多い場所ではマスクをするように勧める。手洗い、うがいを行える環境を作る。また、子どもは体温調節ができていないので、汗をかいた後は、水分補給や着替えなどをして体温調整できるよう努める。おやつや間食が増えることによる口腔ケア不足に留意。<br>③日中十分に体を動かして遊べる環境を確保する。遊びを通して感情を表出できるようにすることが大切。ただし、無理に感情を引き出すことは避ける。日記や絵を描くことなどで昇華できることもある。<br>※子どもがけがれきの中で遊ぶと危険。また、けがれきの処理の時は、ほこりや粉じんが多く発生するため、子どもが外で遊ぶ際の遊び場の安全確保に注意。<br>④乳幼児：おむつ、ミルク（お湯と消毒物品）、離乳食、お尻拭き、タオルなど<br>幼児：紙、クレヨン、ブロック、ぬいぐるみ、ボールなど |

○復興の過程における多様な視点の反映について（平成 23 年 12 月 15 日 東日本大震災復興対策本部事務局、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室、内閣府男女共同参画局 事務連絡）

【通知発出先】岩手県、宮城県、福島県、仙台市の男女共同参画主管課

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

さて、貴県及び管下市区町村におかれましては、それぞれに策定された震災からの復興基本方針や復興計画等に基づく施策の推進に大変なご尽力をいただいていることと存じます。

政府においては、復興の過程で、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な視点を反映した取組を進めていただくことが重要であることから、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）にも、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」との記述を盛り込んでおります。また、この「基本的考え方」を踏まえ、まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備、女性や高齢者等の雇用機会の確保といった復興の様々な場面における具体的な施策を記述しております。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、貴県におかれましてはできる限り上記基本方針の趣旨に御配慮いただきますとともに、管下市区町村にもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。このことについて、政府においてもできる限り御協力をしていきたいと考えておりますので、情報提供・共有や御相談等が必要な場合は下記照会先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、この依頼文については、これと同趣旨の文書を、防災、青少年、高齢者、障害者を担当されている部署へも併せて送付しておりますので、念のため申し添えます。

○防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について（平成 24 年 5 月 8 日 府政防第 535 号・消防災第 181 号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 通知）

【通知発出先】各都道府県防災主管部長

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項に基づき、中央防災会議が作成する防災基本計画において、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」と示されているところです。

貴職におかれては、これらを踏まえ、防災対策の見直し等に当たって、災害対策基本法第 15 条第 5 項第 1 号、同項 5 号及び同項第 7 号を活用する等により男女共同参画の推進を図られるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

○復興の過程における男女共同参画の推進について(平成 24 年 6 月 19 日 復本第 688 号 復興大臣通知)

【通知発出先】

以下の 43 市町村の長

(青森県) 三沢市、八戸市

(岩手県) 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

(宮城県) 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

(福島県) 新地町、相馬市、南相馬市、広野町、いわき市

(茨城県) 北茨城市、高萩市、日立市、ひたちなか市、大洗町、鹿嶋市、神栖市

(千葉県) 旭市、山武市

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

さて、貴市(町・村)におかれましては、それぞれに策定された震災からの復興基本方針や復興計画等に基づく施策の推進に大変なご尽力をいただいていることと存じます。

政府においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)においても、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」とし、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することとしております。

こうした中、多くの被災地自治体では、復興計画の策定にあたって、外部有識者を含めた委員会等を設置していますが、被災 6 県の沿岸 43 市町村について復興庁で調べたところ、これら委員会等(復興計画を最終決定するために活用または設置された委員会等)における女性委員は、751 人中 84 人(11.2%)、また、9 市町村では女性委員のいない状況でした(別添 1 参照)。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、今後の復興計画のさらなる具体化の検討、復興計画の進行管理等に当たっては、出来る限り上記基本方針の趣旨を踏まえ、男女共同参画の視点を十分反映いただきますよう、一層のご配慮をお願いします。

<添付資料>

別添 1. 被災地自治体における復興計画の策定状況等について

別添 2. 43 市町村における復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の状況

別添 3. 39 市町村が策定した復興計画における男女共同参画に関する記載について

○復興の過程における男女共同参画の推進について（平成 24 年 6 月 19 日 復興庁統括  
官付参事官（男女共同参画担当） 事務連絡）

【通知発出先】

以下の 6 県の男女共同参画、復興担当局（部）長  
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

政府においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）においても、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」とし、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することとしております。

こうした中、多くの被災地自治体では、復興計画の策定にあたって、外部有識者を含めた委員会等を設置していますが、被災 6 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）の沿岸 43 市町村について復興庁で調べたところ、これら委員会等（復興計画を最終決定するために活用または設置された委員会等）における女性委員は、751 人中 84 人（11.2%）、また、9 市町村では女性委員のいない状況でした（別添 1 参照）。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、今後の復興計画の策定、復興計画のさらなる具体化の検討、復興計画の進行管理等に当たっては、出来る限り上記基本方針の趣旨を踏まえ、男女共同参画の視点を十分反映いただきますよう、貴県におかれましては一層のご配慮をお願いすると共に、復興に関わる貴県管下市区町村にもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、43 市町村長宛には、復興大臣より、本事務連絡と同趣旨の文書を送付しておりますことを、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

別添 1. 被災地自治体における復興計画の策定状況等について

別添 2. 43 市町村における復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の状況

別添 3. 39 市町村が策定した復興計画における男女共同参画に関する記載について

○第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議」(和文仮訳)(平成 24 年 3 月採択)

国連婦人の地位委員会は、

(前文)

- ◆自然災害は人間の生命や災害後の生活条件に影響を与え、しばしば、女性、及び、子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々に、より直接的かつ負の影響を与えること、また、自然災害は、ジェンダー不平等、男女の固定的性別役割、女性に対する差別により、適切な情報、経済的機会への平等なアクセスの不足、貧困と社会的排除、安全、異なる家族責任等、関連するリスクや脆弱性に関して、男女にしばしば異なる影響を及ぼすことに留意し、
- ◆北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書における、自然災害に影響を受けた女性・女兒に関するコミットメントを再確認し、同特別総会成果文書が災害の予防、軽減、復旧・復興戦略にジェンダーの視点を含めることの必要性を強調したことについても再確認し、
- ◆2002 年 3 月 15 日の第 46 回国連婦人の地位委員会 (CSW) 合意結論、2005 年 3 月 11 日の CSW 決議 49/5 及び 2011 年 3 月 4 日の CSW 決議 55/1「気候変動に関する政策・戦略におけるジェンダー平等主流化と女性のエンパワメント促進」、2005 年 1 月に神戸で開催された国連防災世界会議で採択された兵庫宣言及び兵庫行動枠組 2005－2015 並びに A/RES/66/9 及び A/RES/66/120 を含む関連の総会決議を想起し、
- ◆2011 年 3 月 11 日の東日本大震災や、その他最近人道支援アピールが行われたものを含む、世界の全ての地域の自然災害への救助及び復旧・復興努力において、被災国の対応や国際社会からよせられた支援・援助を歓迎しつつ、一方で、ジェンダーに配慮した災害管理を含む、それらの対応における更なる取組の重要性を強調し、
- ◆防災、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において女性、及び、子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々の特有のニーズを平等に考慮すること、それらの人々が各段階に参加する平等な機会を確保すること、及びジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進し、コミュニティの回復力を強化し、災害に対する社会の脆弱性を減少させるような、人々の絆に支えられ、コミュニティを基盤とした包摂型の社会造りを行うために、人間中心の包括的なアプローチを求めることの重要性を強調し、

(主文)

1. 女性が防災(災害予防、軽減、事前準備)、災害救援、修復と再建を含む復旧・復興において極めて重要な役割を果たすこと、また、特にジェンダー平等と女性のエンパワメントを進めるために、女性が災害に対処する能力を強化する必要があることを認識。
2. 各国政府、及び適当な場合は国連機関、N G O、民間セクターを含む市民社会、その他関係

者に対し、以下の取組を求める。

- (a). 国の政策、戦略、計画を見直し、自然災害が女性と男性に与える異なるインパクトを考慮しつつ、防災、災害救援、復旧・復興に関する政策、計画、予算にジェンダーの視点を取り入れるような措置をとる。
- (b). 防災、災害救援、復旧・復興に関する、資源の配分に関するものを含むすべてのレベルにおける意思決定に、女性の平等な参画の機会を確保する。
- (c). 防災（災害予防、軽減、事前準備）、災害救援、復旧・復興にジェンダーに配慮したアプローチを適用するため、すべてのレベルの関係機関の能力を強化し、関係者の意識を高め、関係機関間の連携を促進する。
- (d). 防災（災害予防、軽減、事前準備）、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において、女性・女兒がすべての人権を完全に享受できるよう確保する。
- (e). 災害救援への男女の平等なアクセスを保証し、食糧・物資、水と衛生、シェルターの設置と管理、安全・治安、身体的、精神的及び緊急のヘルスケア（性と生殖に関する健康を含む）等の提供に際し、特に妊産婦、授乳中の女性、幼児のいる家庭、母子・父子家庭、未亡人のニーズに注意を払いつつ、女性のニーズ、視点、全ての人権の享受に完全に配慮した災害救援と復旧・復興支援を実施するよう最大限努力し、その際、女性の専門家の関与やフィールド・ワーカーのジェンダーバランスを奨励する。
- (f). 災害後の状況において、性やジェンダーに基づく暴力や、人身取引のリスク、女兒、保護者のいない子どもや孤児の特別の脆弱性を含む、様々な形態の搾取の予防に特別に注意を払うよう確保する。
- (g). 災害後の状況において、女性が再度被害者にならないよう女性のニーズを考慮し、性やジェンダーに基づく暴力の被害者の保護、ケア及び支援、さらに、適切な場合には、被害者に対し、特に取調べ、起訴における支援のための法的サービスやその他関連サービスの提供を確保する。
- (h). 男女に平等な経済的機会を保証することを支援するため、職業訓練や技能訓練を含め、ジェンダーに配慮した経済的復旧・復興プロジェクト等を策定、実施、評価し、その際、女性の社会・経済的プロセスにおける役割に応じて、正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除くことに注意し、また自然災害が引き起こす可能性のある都市と農村間の人の移動を考慮する。
- (i). コミュニティ・ベースのビジネス、必要な社会的サービスの構築及び市場、信用、その他金融サービスへのアクセスへの支援を通じ、自然災害の影響を受けた女性、特に農村女性の収入創出及び雇用機会を促進する。
- (j). 自然災害早期警報システムへの男女の平等なアクセスを確保し、男女の固有のニーズや視点、全ての人権を考慮した防災計画を促進し、科学技術分野を含め、ジェンダーに配慮した防災に関する住民意識を高め、すべてのレベルで訓練を提供する。

- (k). 防災に関する情報，訓練，公教育，ノンフォーマル教育への女性・女児の平等なアクセスと利用を確保し，女性・女児がこれらのリソースを完全に活用できるようにする。
  - (l). 性別，年齢別，障害別の人口・社会経済統計を体系的に収集するとともに，ジェンダーに配慮したニーズ評価と計画策定過程等を通じ，ジェンダー指標の開発とジェンダーによる差異の分析を継続し，これらの情報を防災，災害管理政策やプログラムに統合する。
  - (m). ジェンダーの視点から災害救援を記録，評価するとともに，好事例，教訓，防災のための技術を含むツールに関する情報を国内，地域，国際的に広く共有し，それら情報の防災計画への統合を促進及び確保する。
  - (n). 災害管理，および女性の完全な参画を確保する包摂的で災害に強い社会造りの促進に際して，コミュニティ・ベースの組織，女性団体やボランティアを含む市民社会の役割を認識し，更にこれを促進する。
  - (o). 特に女性のニーズに対応するための，女性の専門家やボランティアの重要な役割を認識し，災害予防，軽減，事前準備を含む防災，災害救援，復旧・復興における，彼らの更なる参加を奨励する。
  - (p). 防災，災害救援，復旧・復興のすべての局面においてジェンダーの視点を強化するため，各国政府，国連機関，NGOや民間部門を含む市民社会等その他すべての関係者の間で，建設的なパートナーシップを構築する。
- 3. 各国政府，地方自治体，国連システム，地域機関に対し，また資金援助国やその他の支援国に対し，それぞれの防災，災害救援，復旧・復興の取組において，被災国政府と協力して，ジェンダーに配慮した計画策定，資源配分を通じて，女性・女児の脆弱性や能力に対応するよう奨励する。
  - 4. すべての関係国連機関に対し，それぞれのマンデートに応じて，防災，災害救援，復旧・復興のすべての局面において，引き続きジェンダー視点の主流化を確保するよう要請する。
  - 5. 国連システム，加盟国その他関係者に対し，2015年の第3回国連防災世界会議を含む，防災に関する取組において，引き続きジェンダーの視点の取り入れを促進するよう要請する。
  - 6. 事務総長に対し，既存の国連の枠組みの中で，自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題に更にどう対応するかを提案を含め，本決議の実施について，第58回婦人の地位委員会に報告することを要請する。